

財政の健全化に向けた提言

三 重 県 議 会

平成 2 1 年 (2009 年) 4 月 3 0 日

はじめに

三重県議会では、昨年10月、財政問題調査会の第一次答申の提案について調査検討を行うため、財政問題に関する政策討論会議を設置した。

本政策討論会議においては、財政問題調査会の第一次答申で示された5つの提案について、執行機関から現状の取り組みと意見を聴取するとともに、財政問題調査会委員に当該答申における提案についての詳細な説明を求め、さらに、財政問題について専門的知見を有する学識経験者を参考人として招致し、意見聴取を実施してきた。

その後、論点整理を行い、各委員からの提案について協議して本政策討論会議の意見を取りまとめ、それに対して再度執行機関から意見を聴取するなど、これまで7回にわたり、委員間で慎重に審議を重ねてきたところである。

本県においては、公債費残高が一兆円を超え、財政構造の硬直化が進み、臨時的な財政需要に対応できる自由度が失われつつあり、財政健全化の取り組みを引き続き行うなど適切な財政運営が課題となっている。

そのため、財政健全化に向けた取り組みを一層積極的に推進されるとともに、健全化判断比率等の算定・審査マニュアルの作成、公社・第三セクターの将来負担比率の算定に係る調査時期の見直し、包括的な財務年次報告書の作成・公表等、以下の5点について、迅速かつ的確に対応されるよう、次のとおり提言する。

- 1 健全化判断比率等のより正確な算定と適正な審査のために、県としての算定マニュアルと審査マニュアルを定めるべきである。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の算定に当たっては、予算調整室が総務省による記載要領やチェックポイント等によって、関係部局に算定方法の周知を図っている。

しかし、詳しく具体的な算定マニュアルはなく、算定手順は担当者の人事異動や担当業務の変更の際の業務引継ぎの中で伝えられているにすぎない。このため、健全化判断比率等を正確に、かつ効率的に算定するため、全庁的な算定マニュアルを定めるべきである。

また、監査委員は、「健全化判断比率等審査実施要領」を定め、健全化判断比率等の審査を行っているが、審査実施要領は、審査の対象や着眼点、実施方法などを示したものにすぎず、審査手順は記載されていない。

このため、審査する監査委員は算定された指標が適正であることを保証できる必要十分な審査マニュアルを定めるべきである。

なお、算定及び審査マニュアルについては、他県等とも情報共有のうえ、策定後も継続的に改善を行っていくべきである。

- 2 地方財政健全化法による健全化判断比率の審査を的確に行うため、適切な時期に、該当するすべての公社及び第三セクターの将来負担比率の算定に係る調査を行うべきである。

三重県において、現在、健全化判断比率の一つである将来負担比率の算定対象となる公社及び第三セクターは、三重県土地開発公社、三重県道路公社など6団体であり、いずれも財政的援助団体等監査の対象である。

財政的援助団体等監査は毎年度12月～2月にかけて実施されているが、三重県土地開発公社のように毎年監査されている団体と、三重県道路公社のように数年に一度しか監査されていない団体がある。

このため、将来負担比率において、公社及び第三セクターの負債額等将来負担額はウェイトとしては低いものであるが、地方財政健全化法による健全化判断比率の審査を的確に行うため、監査委員は、審査前の適切な時期に、該当するすべての公社及び第三セクターの将来負担比率の算定に係る調査を行うべきである。

3 財務書類4表の公表に合わせて、納税者である県民にとってわかりやすい県独自の指標の設定について、検討すべきである。

県では、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の財政運営に係る独自指標として「財政弾力度」「収入率」「県債依存度」の3つを設けている。

これらの指標は、いずれも財政状況の一面を捉えてはいるが、財政構造の硬直化が進む中、予算編成の中で生かされているとは言い難い。また、必ずしも県民にとってわかりやすい指標とはなっていない。

今後も厳しい財政運営を迫られる中で、予算編成に活かすことができる、新たな指標の検討を行っていく必要がある。

また、地方財政健全化法でストック指標（将来負担比率）が新たに設けられたことを踏まえ、フロー指標だけでは捉えきれないストック指標も新たな指標として検討を行っていく必要がある。

さらに、執行機関においては、平成21年度からの財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の公表に向けた取り組みが進められているが、発生主義に基づき作成される財務書類4表を積極的に活用して、より一層健全な財政運営を行うことが求められている。

このため、財務書類4表の公表や地方財政健全化法の施行に合わせて、よりの確に三重県の財政状況が把握できるよう、他の自治体の検討状況等も参考にしながら、納税者である県民にとってわかりやすい県独自の指標の設定について、全庁的な検討の場を設けて検討すべきである。

4 資産の適正管理を行うため、一定規模以上の大規模施設については、「資産カルテ」の作成・公表について、検討すべきである。

県が所有する大規模施設は、資産であると同時に多くが地方債を充当している債務でもあるが、それぞれの機能を果たすために必要とされる将来的な維持管理コストや、償還金の額や期間が施設ごとに明らかにされていない。

例えば、現在計画中的の新県立博物館などの大規模な施設整備については、個別管理の視点から発生主義に基づき大規模修繕計画なども含めたライフサイクルにわたるコスト管理を行うとともに、施設が掲げる目標（県民へ

の便益の提供、成果)の達成状況についても把握できるようにする必要がある。

また、コストや成果等について、事業部門と資金調達を所管する予算調整部門との十分な連携を図り、その責任体制を明確化する必要がある。

このため、資産情報の一元化を図り、効率的な管理を行うため、一定規模以上の大規模施設については、施設毎に取得価格、管理運営経費、大規模修繕の計画や履歴、施設が掲げる目標や成果の達成状況などを記載した「資産カルテ」の作成・公表について、検討すべきである。

また、これらの取り組みを円滑に推進するための組織体制についても、併せて検討すべきである。

5 県民にわかりやすい「包括的な財務年次報告書(三重県アカウントビリティレポート)(仮称)」を作成し、公表すべきである。

財政運営においては、年度当初には当初予算や主な財政指標の状況をまとめた「三重の財政」を作成・公表し、前年度の成果がまとまる7月には各施策の成果の達成状況やコスト、課題、今年度の取り組み方向を記載した「県政報告書」等を作成・公表するなどたくさんの行財政関係書類を作成し、公表している。

しかし、多くの行財政情報がありながら、それぞれの関連が十分に説明されていないため、行政運営と財政状況の関係や、現在の財政状況が今後の中長期的な行財政運営に与える影響がわかりにくくなっている。

また、今の財政資料では、施設整備の状況やサービス提供とそのコストの関係、あるいは県の財政状態など、基本的なことが納税者である県民に十分に理解されるものにはなっていない。

このため、図表や施設の写真などを活用したり、一般家庭に例えた解説を加えるなどし、県民にも県の行財政状況を理解してもらうことを目的に、これまでの財務関係資料を基に「包括的な財務年次報告書(三重県アカウントビリティレポート)(仮称)」を執行機関において作成し、公表すべきである。公表にあたっては、「三重県財政状況の公表に関する条例」に基づくものとするか今後検討されたい。

なお、上述の財務年次報告書は、その基となっている財務情報まで追跡できるものとすべきである。

< 政策討論会議（財政問題）の検討経緯 >

- 第1回(平成20年10月31日) 財政問題調査会第一次答申の提案に対する執行機関からの意見聴取
- 第2回(平成20年11月20日) 財政問題調査会委員からの提案についての詳細説明
- 第3回(平成20年12月9日) 参考人招致(奈良女子大学名誉教授澤井勝氏)
- 第4回(平成21年1月23日) 参考人招致(東京大学大学院経済学研究科経済学部教授 神野直彦氏)
- 第5回(平成21年2月12日) 論点についての委員間討議
- 第6回(平成21年2月27日) 論点に係る委員からの提案についての委員間討議
- 第7回(平成21年3月16日) 執行機関から意見聴取、提言(素案)のとりまとめ
- 平成21年3月23日 提言(案)のとりまとめ

政策討論会議（財政問題）委員名簿

平成21年4月27日

役職・会派名	委 員 名
座長（議長）	萩 野 虔 一
副座長（副議長）	岩 田 隆 嘉
新政みえ	水 谷 正 美 北 川 裕 之 田 中 博 舟 橋 裕 幸
自民みらい	末 松 則 子 中 嶋 年 規 中 森 博 文 野 田 勇 喜 雄 西 場 信 行
日本共産党三重県議団	真 弓 俊 郎
公明党	中 川 康 洋